

令和 8 年 2 月 27 日
山口市上下水道局上下水道総務課入札監理室

令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価及び
設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

このことについて、山口市と同様に特例措置を適用することとしましたので
お知らせします。

添付の山口市からのお知らせ文中、特例措置の内容について、「山口市」とあ
るのは、「山口市上下水道事業」と読み替えてください。

令和8年2月26日

山口市契約監理課

**令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価及び
設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について**

このことについて、次のとおり特例措置を適用することとしましたので、お知らせします。

1. 特例措置の内容

2に掲げる対象工事又は業務委託の受注者は、山口市建設工事標準請負契約約款第57条、山口市業務委託契約約款第32条、山口市建設コンサルタント業務等約款第54条の定めに基づき、適用基準日が令和8年3月15日の労務単価等に基づく契約に変更するための請負代金額(委託料)の変更の協議を行うことができます。

2. 特例措置の対象

令和8年3月1日以後に契約を締結する工事(道路維持管理業務委託などの工事に類似した内容の業務委託を含む。)及び業務委託のうち、令和8年3月14日以前に入札公告、指名通知又は随意契約における見積依頼を行うものが対象です。

3. 特例措置の協議

協議の意向がある場合は、契約締結後、原則15日以内に工事打合せ簿等により、監督員と協議を行ってください。

4. 請負代金(委託料)の額の変更

変更後の請負代金額(委託料)については、次の方式により算出します。

$$\begin{array}{l} \text{変更後の請負代金額} \\ \text{(委託料)(税抜) } P_1 \end{array} = \frac{\text{当初請負額}}{\text{当初設計額}} \times \begin{array}{l} \text{新労務単価等によ} \\ \text{り算出した設計額} \end{array}$$

$$\text{変更後の請負代金額(委託料) } P = P_1 \times (1 + \text{消費税等率})$$